

公社債投信（8月号）

追加型投信／国内／債券

※課税上は公社債投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2025年7月23日

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「公社債投信（8月号）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月7日に関東財務局長に提出しており、2025年7月23日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 佐野 径
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

公社債投信（8月号）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり申込期間最終日（決算日）の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

「分配金支払いコース」をご利用の場合には、1万円以上1万円単位または1万口以上1万口単位として販売会社が定める単位とします。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位として販売会社が定める単位とします。

「財形貯蓄」、「財形年金貯蓄」、「財形住宅貯蓄」をご利用の場合には、1,000円以上1円単位とします。

申込単位は、上記以外の場合もあります。くわしくは、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(7)【申込期間】

2025年7月23日から2025年8月19日まで（継続申込期間）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込金額を販売会社に支払うものとします。

販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日（各決算日の翌営業日）に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込金額を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
不動産投信 その他資産 ()	年4回	北米	
資産複合 (債券、その他資産 (投資信託証券(債券)))	年6回 (隔月)	欧州	
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ
	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）

地域		において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによるもの	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの

	る属性	
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
決算頻度	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
	年 1 回	目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
	年 2 回	目論見書等において、年 2 回決算する旨の記載があるもの
	年 4 回	目論見書等において、年 4 回決算する旨の記載があるもの
	年 6 回（隔月）	目論見書等において、年 6 回決算する旨の記載があるもの
	年 12 回（毎月）	目論見書等において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
投資対象地域	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ

		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIX に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

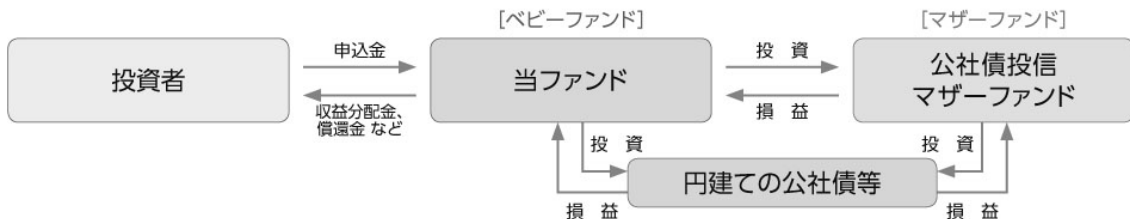
1 円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。

- 国債、地方債、金融債、社債等の公社債で運用します。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから公社債等への直接投資を行なうことができるものとします。



2 当ファンドの購入は、年1回に限定されています。

- 購入の申込みは、原則として決算日以前の約1か月間の申込期間中に受付けます。追加設定は、当該各決算日の翌営業日に行ないます。
- 換金は、原則としていつでもお申込みできます。

3 財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。

- 財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合には、元金550万円まで、少額貯蓄非課税制度(マル優制度)を利用した場合には、一人につき元金350万円(すでに利用している場合には、その金額を差引いた額)まで、収益分配金と償還時の個別元本超過額には、所得税および地方税はかかりません。

(注1)少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、2006年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。

(注2)財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄および少額貯蓄非課税制度(マル優制度)は、販売会社によっては、利用できない場合があります。

4 毎年8月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。

ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

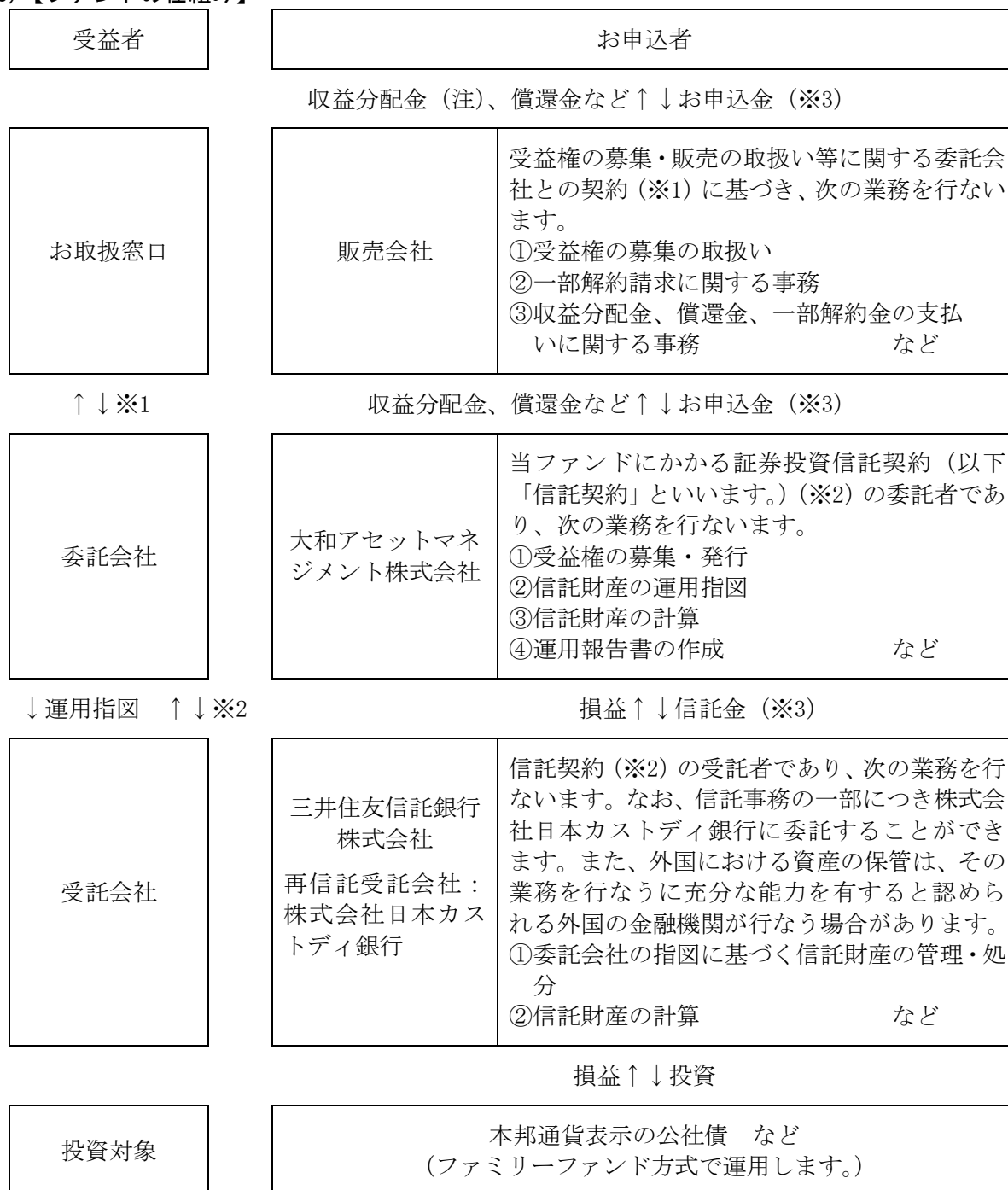
※元本総額とは、元本の額(1万口当たり1万円)の合計額をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

1961年8月24日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3 販売会社は、申込期間における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2025 年 4 月末日現在）>

・資本金の額 414 億 2,454 万 1,896 円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2)【投資対象】

① 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを

あらかじめ明確にしているものに限りです。)

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前 1. から前 5. までの証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りです。)
10. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前 1. から前 4. までの証券および前 6. の証券のうち前 1. から前 4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

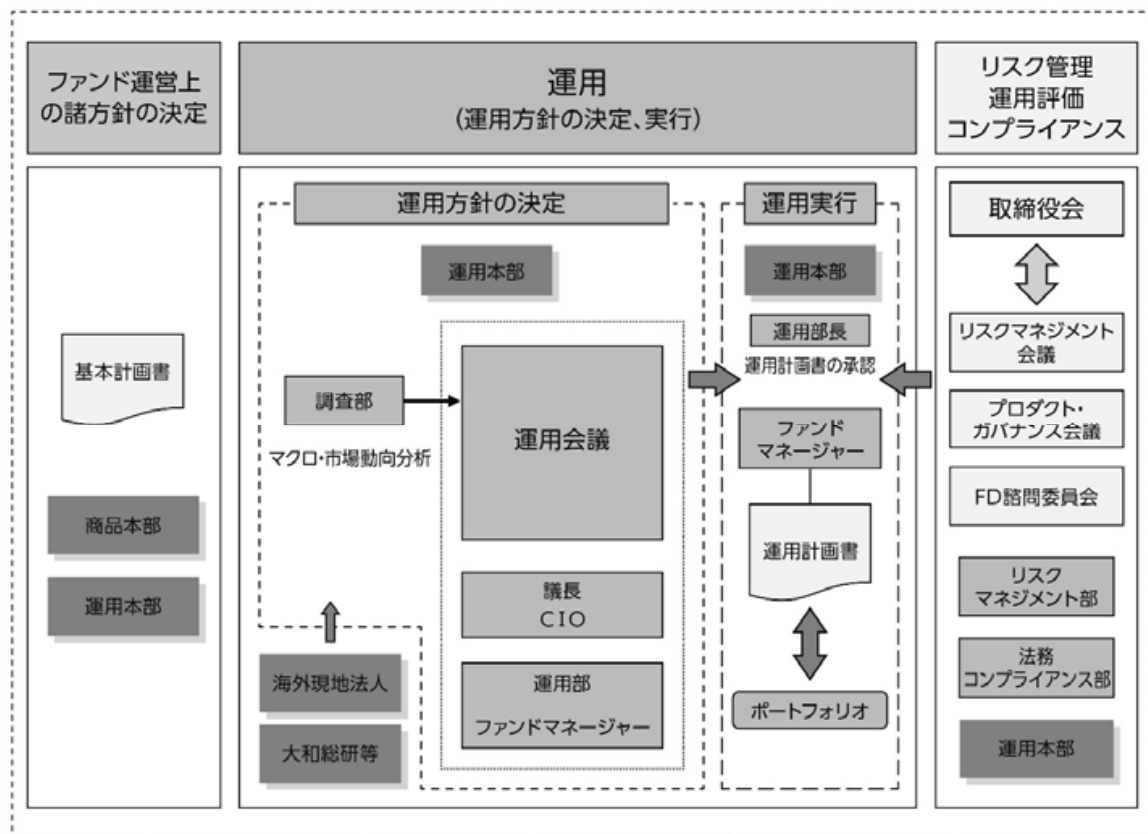
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

- ③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②の 1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0～5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0～5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2025年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下本 2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③ スワップ取引（信託約款）
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超え

ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

④ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ．に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ロ．前イ．の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ．前ロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 現金担保付債券貸借取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、前ロ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ．前イ．の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

⑦ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑧ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨ 外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑩ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑪ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考>マザーファンド（公社債投信マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限りします。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前 1. から前 5. までの証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前 1. から前 4. までの証券および前 6. の証券のうち前 1. から前 4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

- ③ 前①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②の 1. から 4. までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。

ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

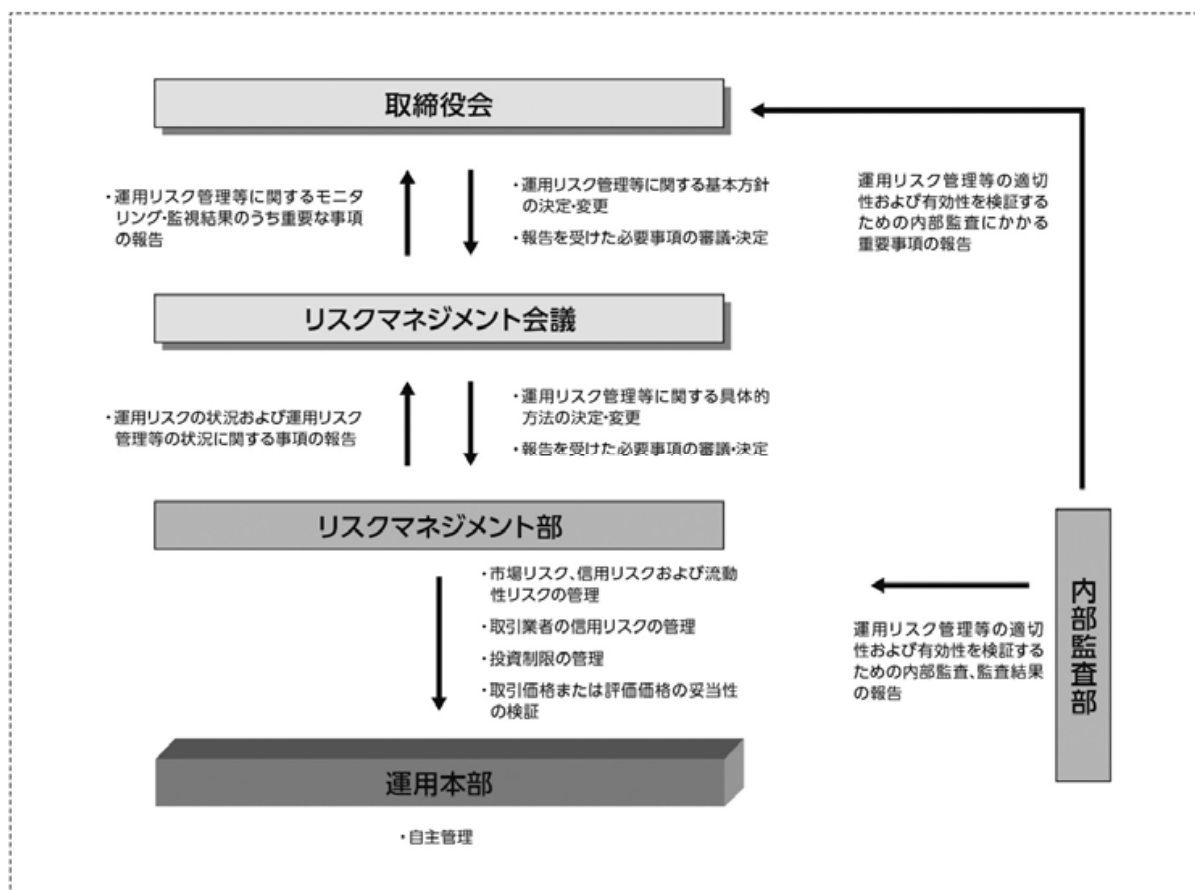
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



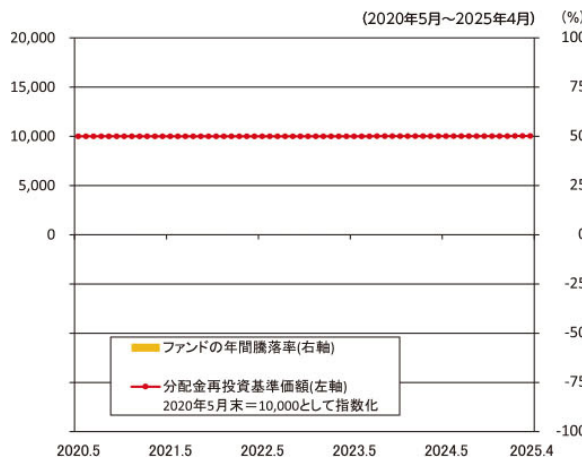
※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

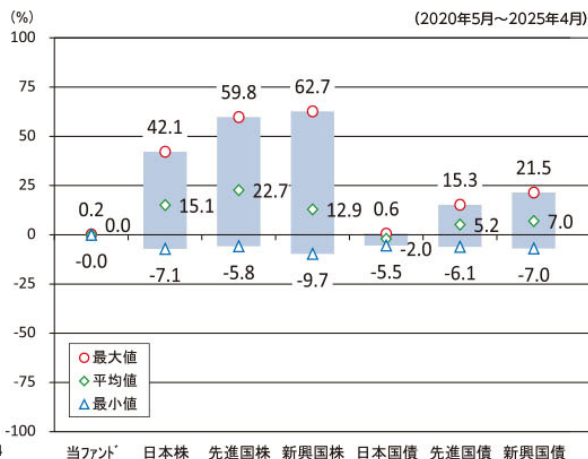
参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間にける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間にける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基になっているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
(<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>) ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

換金手数料は、受益権の取得日に応じて、次のとおりとします。

1. 受益者が1962年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき27.5円（税抜25円）
2. 受益者が1962年4月21日以降2001年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき110円（税抜100円）
3. 受益者が2001年3月22日以降2002年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき27.5円（税抜25円）
4. 受益者が2002年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1万口につき110円（税抜100円）以内（実際に適用する金額は、1万口につき2.2円（税抜2円）以内で販売会社が定める額とします。）

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限ります。）は、手数料を徴収しないことができます。

換金手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

② 信託財産留保額

ありません。

換金（解約）手数料は、換金に伴う取引執行等の対価です。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、1.の額に2.の額を加算した額以内の額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

1. 計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）の合計額をいいます。）に年率0.5%を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」といいます。）。基準報酬（年率）は、各月ごとに決定するものとし、前月最終営業日の翌日から当月最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、元本総額に対して以下の率とします。

無担保コール 翌日物レート	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1%未満	1%以上 1.5%未満	1.5%以上 2%未満	2%以上
基準報酬 （年率）	0%	0.05%	0.15%	0.25%	0.35%	0.5%

2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」といいます。）。なお、提出日現在は、14%の率を乗じて得た額となっております。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本額）に対して年率0.207%を乗じて得た額とします。

- ② 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、原則として、次の

とおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
基準報酬	総額の 24.48%	総額の 68.52%	総額の 7%
実績報酬	総額の 24.80%	総額の 68.20%	総額の 7%

- ③ 前②の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への配分には、当該配分に対する消費税等に相当する金額が含まれています。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において現金担保付債券貸借取引の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は公社債投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金は利子所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ．一部解約時および償還時の差益に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が行なわれます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

<財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄について>

当ファンドでは、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用した場合、元金 550 万円までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

<マル優制度について>

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合、一人につき元金 350 万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、2006 年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については利子所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注>個別元本について

① 原則として、投資者ごとの信託時の受益権の価額（2002 年 3 月 31 日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については 1 万口当たり 1 万円）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2025 年 4 月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（2025 年 4 月 30 日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		6,843,993,229	99.56
	内 日本	6,843,993,229	99.56
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		29,965,386	0.44
純資産総額		6,873,958,615	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2025 年 4 月 30 日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	公社債投信マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	6,519,330,567	1.0477 6,830,302,713	1.0498 6,843,993,229	99.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.56%
合計	99.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 54 計算期間末 (2015 年 8 月 19 日)	14,836,509,548	14,849,491,492	1.0000	1.0009
第 55 計算期間末 (2016 年 8 月 19 日)	13,778,031,618	13,784,465,953	1.0000	1.0005
第 56 計算期間末 (2017 年 8 月 21 日)	13,106,364,992	13,106,364,992	0.9999	0.9999
第 57 計算期間末 (2018 年 8 月 20 日)	12,451,372,766	12,451,372,766	0.9997	0.9997
第 58 計算期間末 (2019 年 8 月 19 日)	9,625,103,805	9,625,103,805	0.9997	0.9997
第 59 計算期間末 (2020 年 8 月 19 日)	9,082,711,697	9,082,711,697	0.9997	0.9997
第 60 計算期間末 (2021 年 8 月 19 日)	8,551,892,209	8,551,892,209	0.9998	0.9998
第 61 計算期間末 (2022 年 8 月 19 日)	8,085,538,415	8,085,538,415	0.9998	0.9998
第 62 計算期間末 (2023 年 8 月 21 日)	7,585,111,787	7,586,515,032	1.0000	1.0002
2024 年 4 月末日	7,364,687,356	—	1.0004	—
5 月末日	7,291,528,960	—	1.0005	—
6 月末日	7,222,687,235	—	1.0006	—
7 月末日	7,122,958,763	—	1.0007	—
第 63 計算期間末 (2024 年 8 月 19 日)	7,075,986,175	7,081,059,654	1.0000	1.0007
8 月末日	7,363,563,411	—	1.0000	—
9 月末日	7,324,873,880	—	1.0002	—
10 月末日	7,259,594,700	—	1.0004	—
11 月末日	7,212,532,060	—	1.0006	—
12 月末日	7,163,118,020	—	1.0007	—
2025 年 1 月末日	7,112,765,484	—	1.0009	—
2 月末日	7,057,707,372	—	1.0012	—
3 月末日	6,970,840,613	—	1.0014	—
4 月末日	6,873,958,615	—	1.0018	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 54 計算期間	0.000875
第 55 計算期間	0.000467

	1口当たり分配金(円)
第 56 計算期間	0.000000
第 57 計算期間	0.000000
第 58 計算期間	0.000000
第 59 計算期間	0.000000
第 60 計算期間	0.000000
第 61 計算期間	0.000000
第 62 計算期間	0.000185
第 63 計算期間	0.000717

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 54 計算期間	0.1
第 55 計算期間	0.0
第 56 計算期間	△0.0
第 57 計算期間	△0.0
第 58 計算期間	0.0
第 59 計算期間	0.0
第 60 計算期間	0.0
第 61 計算期間	0.0
第 62 計算期間	0.0
第 63 計算期間	0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 54 計算期間	777,162,543	1,776,807,105
第 55 計算期間	786,151,450	1,844,638,537
第 56 計算期間	852,363,260	1,522,379,352
第 57 計算期間	762,577,540	1,414,944,554
第 58 計算期間	670,018,398	3,498,027,990
第 59 計算期間	509,705,055	1,052,028,429
第 60 計算期間	485,098,276	1,016,674,466
第 61 計算期間	471,156,522	937,406,107
第 62 計算期間	419,083,706	921,454,816
第 63 計算期間	384,551,247	893,677,619

(参考) マザーファンド
公社債投信マザーファンド

(1) 投資状況 (2025 年 4 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		17,975,334,646	20.21
	内 日本	17,975,334,646	20.21
地方債証券		19,762,996,460	22.22
	内 日本	19,762,996,460	22.22
特殊債券		8,412,041,424	9.46
	内 日本	8,412,041,424	9.46
社債券		35,676,195,249	40.12
	内 日本	35,676,195,249	40.12
その他有価証券		1,998,519,532	2.25
	内 日本	1,998,519,532	2.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		5,097,647,754	5.73
純資産総額		88,922,735,065	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2025 年 4 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	1263 国庫短期証券	日本	国債証券	18,000,000,000	99.86 17,975,334,646	99.86 17,975,334,646	— 2025/10/20	20.21
2	27-9 福岡県公債	日本	地方債証券	5,000,000,000	99.52 4,976,406,250	99.52 4,976,406,250	0.130000 2026/02/26	5.60
3	2-2 神戸市 5 年	日本	地方債証券	4,100,000,000	99.98 4,099,269,330	99.98 4,099,269,330	0.020000 2025/05/26	4.61
4	2-1 大阪市 5 年	日本	地方債証券	3,400,000,000	99.98 3,399,489,730	99.98 3,399,489,730	0.020000 2025/05/22	3.82
5	16 NTT ファイナンス	日本	社債券	3,000,000,000	99.75 2,992,507,606	99.75 2,992,507,606	0.180000 2025/12/19	3.37
6	37 ソニーG	日本	社債券	2,300,000,000	99.78 2,295,095,838	99.78 2,295,095,838	0.280000 2025/12/08	2.58
7	749 東京都公債	日本	地方債証券	2,000,000,000	100.04 2,000,933,308	100.04 2,000,933,308	0.436000 2025/09/19	2.25
8	三井住友F&L CP 20250613	日本	その他有価証券	2,000,000,000	99.92 1,998,519,532	99.92 1,998,519,532	— —	2.25

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
9	27-17 愛知県公債	日本	地方債証 券	1,800,000,000	99.77 1,795,879,450	99.77 1,795,879,450	0.380000 2026/01/27	2.02
10	5 みずほ銀行劣後	日本	社債券	1,700,000,000	101.19 1,720,279,468	101.19 1,720,279,468	2.490000 2026/01/30	1.93
11	549 関西電力	日本	社債券	1,600,000,000	99.99 1,599,923,864	99.99 1,599,923,864	0.270000 2025/05/23	1.80
12	19 アサヒグループ HD	日本	社債券	1,600,000,000	99.53 1,592,566,791	99.53 1,592,566,791	0.280000 2026/03/06	1.79
13	4 ファーストリテイリング	日本	社債券	1,500,000,000	100.09 1,501,362,838	100.09 1,501,362,838	0.749000 2025/12/18	1.69
14	27 フランス相互信用 BK	日本	社債券	1,500,000,000	100.00 1,500,139,064	100.00 1,500,139,064	0.554000 2025/10/10	1.69
15	73 政保地方公共団	日本	特殊債券	1,437,000,000	100.03 1,437,476,925	100.03 1,437,476,925	0.484000 2025/06/13	1.62
16	1 国際石油開発	日本	社債券	1,400,000,000	99.34 1,390,850,404	99.34 1,390,850,404	0.080000 2026/03/16	1.56
17	38 フランス相互信用 BK	日本	社債券	1,200,000,000	100.10 1,201,277,894	100.10 1,201,277,894	0.802000 2025/10/10	1.35
18	4 野村ホールディングス	日本	社債券	1,100,000,000	99.95 1,099,475,193	99.95 1,099,475,193	0.600000 2025/09/05	1.24
19	18 パナソニック	日本	社債券	1,100,000,000	99.47 1,094,220,072	99.47 1,094,220,072	0.230000 2026/03/05	1.23
20	41 リコーリース	日本	社債券	1,100,000,000	99.35 1,092,866,389	99.35 1,092,866,389	0.140000 2026/04/17	1.23
21	17 公営企業 20 年	日本	特殊債券	1,000,000,000	101.43 1,014,396,080	101.43 1,014,396,080	2.390000 2026/03/24	1.14
22	750 東京都公債	日本	地方債証 券	1,000,000,000	99.95 999,515,040	99.95 999,515,040	0.444000 2025/12/19	1.12
23	30 KDDI	日本	社債券	1,000,000,000	99.81 998,166,936	99.81 998,166,936	0.210000 2025/10/27	1.12
24	い 847 利付商工債	日本	特殊債券	1,000,000,000	99.54 995,453,075	99.54 995,453,075	0.100000 2025/12/26	1.12
25	78 政保地方公共団	日本	特殊債券	995,000,000	99.95 994,537,307	99.95 994,537,307	0.381000 2025/11/18	1.12
26	87 中日本高速道	日本	特殊債券	1,000,000,000	99.39 993,931,378	99.39 993,931,378	0.060000 2026/03/18	1.12
27	552 関西電力	日本	社債券	900,000,000	100.02 900,240,200	100.02 900,240,200	0.400000 2025/07/25	1.01
28	い 845 利付商工債	日本	特殊債券	900,000,000	99.83 898,501,848	99.83 898,501,848	0.120000 2025/10/27	1.01
29	2 三井住友トラ 劣	日本	社債券	800,000,000	100.04 800,350,066	100.04 800,350,066	0.915000 2025/06/05	0.90
30	2-18 北海道 5 年	日本	地方債証 券	800,000,000	99.49 795,961,000	99.49 795,961,000	0.010000 2026/01/29	0.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	20.21%
地方債証券	22.22%
特殊債券	9.46%
社債券	40.12%
その他有価証券	2.25%
合計	94.27%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●公社債投信(8月号)

2025年4月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

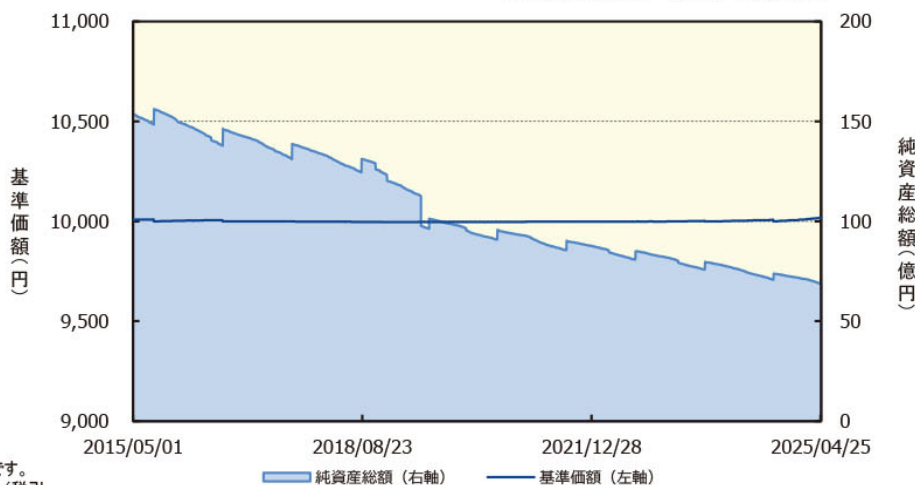
2015年5月1日～2025年4月30日

基準価額	10,018円
純資産総額	68億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.0%
3カ月間	0.1%
6カ月間	0.1%
1年間	0.2%
3年間	0.3%
5年間	0.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。



※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 7.17円

設定来分配金合計額: 25,632.53円

決算期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
	13年8月	14年8月	15年8月	16年8月	17年8月	18年8月	19年8月	20年8月	21年8月	22年8月	23年8月	24年8月
分配金	13.53円	11.45円	8.75円	4.67円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	1.85円	7.17円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

種類別構成		格付別構成				組入上位10銘柄				
種類	比率	債券	比率	短期金融資産	比率	組入銘柄		資産	償還日(期日)	比率
国債証券	20.1%	AAA	32.8%	A-1	2.4%	16 NTTファイナンス		債券	2025/12/19	3.4%
地方債証券	22.1%	AA	42.9%	A-2	-	37 ソニーG		債券	2025/12/08	2.6%
特殊債証券	7.3%	A	20.8%	A-3	-	三井住友F&L		CP	2025/06/13	2.2%
金融債券	2.1%	BBB	-	B以下	-	5 みずほ銀行劣後		債券	2026/01/30	1.9%
普通社債券等	39.9%	BB以下	-	無格付	-	549 関西電力		債券	2025/05/23	1.8%
CP	2.2%	無格付	1.1%			19 アサヒグループHD		債券	2026/03/06	1.8%
CD	-					4 ファーストリテイリング		債券	2025/12/18	1.7%
CP現先取引	-					27フランス相互信用BK		債券	2025/10/10	1.7%
国債現先取引	-					1 国際石油開発		債券	2026/03/16	1.6%
コール・ローン、その他	6.1%					38フランス相互信用BK		債券	2025/10/10	1.3%
合計	100.0%	合計	97.6%	合計	2.4%	合計				19.9%

※種類別構成について、「普通社債券等」は、海外の国債証券、海外の地方債証券、海外の特殊債証券を含みます。

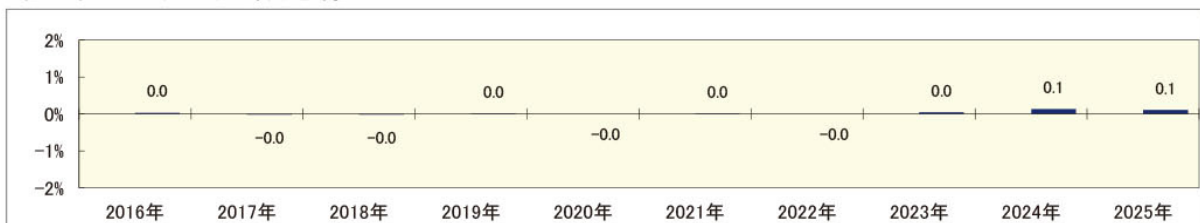
※格付別構成は、有価証券に対する比率です。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

※組入上位10銘柄は、国債証券、政府保証債券、地方債証券、特殊債証券、現先取引を除いています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
公社債投信(8月号)	0.01%	0.01%	0.00%

※対象期間は2023年8月22日～2024年8月19日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄を利用する場合、取得申込者は、販売会社と「積立投資約款」、「勤労者財産形成貯蓄約款」、「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしがたい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、1万口単位または1万円単位として販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができます。ただし、「分配金再投資コース」については、1,000円以上1円単位、3,000口以上1口単位、3,000円以上1円単位、5,000口以上1口単位、5,000円以上1円単位または1万円以上1円単位、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄については、1,000円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、かかりません。

販売会社が定める時間までに受付けた取得の申込みを、当日の受付分として取扱います。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社が定める時間までに受付けた換金の申込みを、当日の受付分として取扱います。

イ. 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位（当該受益者が「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用している場合には1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から、当該一部解約にかかる実績報酬を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収するものとします。

1. 受益者が 1962 年 4 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 27.5 円（税抜 25 円）
2. 受益者が 1962 年 4 月 21 日以降 2001 年 3 月 21 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 110 円（税抜 100 円）
3. 受益者が 2001 年 3 月 22 日以降 2002 年 3 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 27.5 円（税抜 25 円）
4. 受益者が 2002 年 3 月 21 日以降に取得した受益権を一部解約する場合…1 万口につき 110 円（税抜 100 円）以内（実際に適用する金額は、1 万口につき 2.2 円（税抜 2 円）以内で販売会社が定める額とします。）

ただし、委託会社は、販売会社にやむを得ない事情があるとき（委託会社に申出た場合に限ります。）は、手数料を徴収しないことができます。

1 万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（※）、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を差引いた額とします。

（※）くわしくは、「第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、これにより、受益者に対し一部解約金を支払う責に任じないものとします。

ロ. 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があった場合には、その買取りの申込みを受付けた日の基準価額から実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税（※）に相当する金額ならびに一部解約にかかる手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、振替受益権を買取るものとします。

（※）くわしくは、「第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

受益者は、当該価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

振替受益権の買取りは、1 口単位または 1 万口単位として販売会社が定める単位とします。ただし、「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄にかかる振替受益権については、1 口単位とすることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該

受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。また、委託会社は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年8月20日から翌年8月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から

前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

なお、販売会社によっては、次のようなとりまとめ交付を採用しています。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、年 1 回、公社債投信の 1 月号から 1 2 月号までの交付運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、年 4 回、3 か月分の交付運用報告書を取りまとめたものをあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。なお、ご希望により、「分配金再投資コース」をご利用の場合には、毎月決算ごと、年 4 回（3 か月分とりまとめ）、年 2 回（6 か月分とりまとめ）のいずれかに、財形貯蓄、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄をご利用の場合には、毎月決算ごとに送付方法を変更することができます。変更をご希望の方は販売会社にお申出下さい。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第63期計算期間(2023年8月22日から2024年8月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（8月号）の2023年8月22日から2024年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信（8月号）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸

表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

公社債投信（8月号）

(1) 【貸借対照表】

	第 62 期 2023 年 8 月 21 日現在 金 額（円）	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,045,141	35,531,444
親投資信託受益証券	7,549,870,380	7,046,588,361
未収入金	4,448,261	2,379,421
流動資産合計	7,592,363,782	7,084,499,226
資産合計	7,592,363,782	7,084,499,226
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,403,245	5,073,479
未払解約金	5,533,450	2,498,301
未払受託者報酬	16,028	60,348
未払委託者報酬	212,949	801,758
その他未払費用	86,323	79,165
流動負債合計	7,251,995	8,513,051
負債合計	7,251,995	8,513,051
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	7,585,108,453	7,075,982,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,334	4,094
元本等合計	7,585,111,787	7,075,986,175
純資産合計	7,585,111,787	7,075,986,175
負債純資産合計	7,592,363,782	7,084,499,226

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 62 期 自 2022 年 8 月 20 日 至 2023 年 8 月 21 日 金 額 (円)	第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	13	14,855
有価証券売買等損益	3,803,092	6,325,116
営業収益合計	3,803,105	6,339,971
営業費用		
支払利息	17,650	4,092
受託者報酬	16,028	60,348
委託者報酬	212,949	801,758
その他費用	178,607	165,216
営業費用合計	425,234	1,031,414
営業利益又は営業損失 (△)	3,377,871	5,308,557
経常利益又は経常損失 (△)	3,377,871	5,308,557
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,377,871	5,308,557
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,941,148	3,334
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,678	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	53,678	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,822	234,318
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	－	234,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	83,822	－
分配金 ※1	1,403,245	5,073,479
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,334	4,094

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2023 年 8 月 19 日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を 2023 年 8 月 21 日としております。このため、当計算期間は 364 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 62 期 2023 年 8 月 21 日現在	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在
1. ※1 期首元本額	8,087,479,563 円	7,585,108,453 円
期中追加設定元本額	419,083,706 円	384,551,247 円
期中一部解約元本額	921,454,816 円	893,677,619 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	7,585,108,453 口	7,075,982,081 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 62 期 自 2022 年 8 月 20 日 至 2023 年 8 月 21 日	第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額 1,406,579 円を分配対象額として 1,403,245 円 (1 万口当たり 1.85 円) を分配金額としております。	計算期間末における純資産額の元本超過額 5,077,573 円を分配対象額として 5,073,479 円 (1 万口当たり 7.17 円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 62 期 2023 年 8 月 21 日現在	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,606,031	6,052,984
合計	3,606,031	6,052,984

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 62 期 2023 年 8 月 21 日現在	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 63 期 自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 62 期 2023 年 8 月 21 日現在	第 63 期 2024 年 8 月 19 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 0000 円 (10, 000 円)	1. 0000 円 (10, 000 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	6,725,769,172	7,046,588,361	
親投資信託受益証券 合計			7,046,588,361	
合計			7,046,588,361	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「公社債投信マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年8月21日現在 金 額 (円)	2024年8月19日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,686,639,151	15,506,481,290
地方債証券	4,608,329,944	15,237,759,673
特殊債券	3,871,366,445	13,436,131,861
社債券	76,758,358,589	37,386,817,642
その他有価証券 ※2	10,256,725,076	11,997,135,518
未収利息	81,752,398	84,484,440
前払費用	7,027,497	8,052,261
流動資産合計	102,270,199,100	93,656,862,685
資産合計	102,270,199,100	93,656,862,685
負債の部		
流動負債		
未払金	1,404,123,000	-
未払解約金	44,434,159	19,672,165
流動負債合計	1,448,557,159	19,672,165
負債合計	1,448,557,159	19,672,165
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	96,317,824,027	89,376,796,260
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4,503,817,914	4,260,394,260
元本等合計	100,821,641,941	93,637,190,520
純資産合計	100,821,641,941	93,637,190,520
負債純資産合計	102,270,199,100	93,656,862,685

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 8 月 21 日現在	2024 年 8 月 19 日現在
1. ※1 期首	2022 年 8 月 20 日	2023 年 8 月 22 日
期首元本額	102,513,424,783 円	96,317,824,027 円
期中追加設定元本額	4,775,312,056 円	4,322,448,573 円
期中一部解約元本額	10,970,912,812 円	11,263,476,340 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
公社債投信（1 月号）	7,615,264,466 円	7,074,464,552 円
公社債投信（2 月号）	6,431,315,989 円	5,913,927,462 円
公社債投信（3 月号）	6,746,802,865 円	6,335,449,075 円
公社債投信（4 月号）	6,200,389,964 円	5,715,704,732 円
公社債投信（5 月号）	5,510,025,404 円	5,129,217,668 円
公社債投信（6 月号）	10,509,398,988 円	9,715,882,963 円
公社債投信（7 月号）	10,699,739,189 円	9,864,539,830 円
公社債投信（8 月号）	7,212,333,187 円	6,725,769,172 円
公社債投信（9 月号）	7,642,662,019 円	7,186,577,196 円
公社債投信（10 月号）	6,522,159,900 円	5,919,583,176 円
公社債投信（11 月号）	7,713,462,766 円	7,300,502,590 円
公社債投信（12 月号）	13,514,269,290 円	12,495,177,844 円
計	96,317,824,027 円	89,376,796,260 円
2. 期末日における受益権の総数	96,317,824,027 口	89,376,796,260 口
3. ※2 その他有価証券の内訳	短期社債等	短期社債等
	10,256,725,076 円	11,997,135,518 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 8 月 22 日 至 2024 年 8 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024 年 8 月 19 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023 年 8 月 21 日現在	2024 年 8 月 19 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
地方債証券	△10,328,332	△6,469,250
特殊債券	△8,861,334	△16,989,235
社債券	△47,998,825	△27,321,458
その他有価証券 (短期社債等)	290,848 (290,848)	1,988,630 (1,988,630)
合計	△66,897,643	△48,791,313

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023 年 8 月 21 日現在	2024 年 8 月 19 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	2023 年 8 月 21 日現在	2024 年 8 月 19 日現在
1 口当たり純資産額	1. 0468 円	1. 0477 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 468 円)	(10, 477 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
地方債証券	391 大阪府公債	1,500,000,000	1,502,259,744	
	394 大阪府公債	300,000,000	300,565,414	
	170 大阪府5年	162,000,000	161,816,808	
	26-11 京都府公債	357,000,000	357,540,135	
	26-9 静岡県公債	200,000,000	200,177,501	
	26-4 千葉県公債	212,000,000	212,118,135	
	26-1 新潟県公債	160,000,000	160,182,996	
	26-1 大分県公債	100,000,000	100,101,275	
	138 共同発行地方	300,000,000	300,166,868	
	139 共同発行地方	200,000,000	200,176,352	
	140 共同発行地方	500,000,000	500,591,821	
	143 共同発行地方	2,550,000,000	2,554,750,000	
	2-1 大阪市5年	3,400,000,000	3,393,601,756	
	2-2 神戸市5年	4,100,000,000	4,092,131,676	
	26-5 福岡市公債	100,000,000	100,088,802	
	26-2 千葉市公債	500,000,000	500,579,620	
	12 さいたま市公債	600,000,000	600,910,770	
地方債証券 合計			15,237,759,673	
特殊債券	136 道路機構	1,500,000,000	1,500,724,176	
	139 道路機構	840,000,000	840,337,585	
	141 道路機構	100,000,000	100,043,640	
	229 政保道路機構	104,000,000	104,107,300	
	231 政保道路機構	5,183,000,000	5,189,876,676	
	F107 地方公共団体	100,000,000	100,684,398	
	F129 地方公共団体	600,000,000	604,540,800	
	69 地方公共団体	150,000,000	150,256,122	
	73 政保地方公共団	1,437,000,000	1,440,226,475	
	74 地方公共団体	100,000,000	100,243,132	
	11 公営企業20年	100,000,000	101,160,138	
	12 公営企業20年	400,000,000	404,449,765	
	89 日本政策金融	200,000,000	199,872,993	
	い 831 利付商工債	700,000,000	700,004,555	
	い 833 利付商工債	600,000,000	599,972,470	
	い 836 利付商工債	400,000,000	399,762,168	
	い 838 利付商工債	500,000,000	499,564,138	
	い 839 利付商工債	200,000,000	199,938,206	
	77 鉄道建設・運	200,000,000	200,367,124	
特殊債券 合計			13,436,131,861	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
社債券	24 フランス相互信用 BK	1,500,000,000	1,499,519,097	
	29 フランス相互信用 BK	1,000,000,000	1,000,148,263	
	6 クレディ・アグリコル	400,000,000	400,641,086	
	24 阪神高速道路	800,000,000	799,312,492	
	17 成田国際空港	400,000,000	400,704,830	
	7 ビーエヌピーパリバ	100,000,000	100,037,183	
	28 ラボバンク	400,000,000	401,387,258	
	102 東日本高速道	1,000,000,000	999,625,530	
	80 中日本高速道	100,000,000	99,995,768	
	26 西日本高速道	200,000,000	200,528,080	
	7 明治ホールディングス	400,000,000	400,038,802	
	10 キリンホールディングス	500,000,000	501,077,269	
	4 トヨタ紡織	500,000,000	500,216,210	
	3 東急不動産 HD	300,000,000	301,522,348	
	12 セブンアンドアイ	100,000,000	100,376,710	
	11 旭化成	600,000,000	600,004,086	
	16 旭化成	400,000,000	399,872,634	
	4 電通グループ	200,000,000	199,839,432	
	7 東燃ゼネラル石油	300,000,000	300,417,114	
	21 セイコーエプソン	200,000,000	199,719,398	
	14 パナソニック	2,200,000,000	2,209,713,482	
	34 ソニー	600,000,000	600,021,191	
	3 村田製作所	700,000,000	699,987,105	
	29 三菱重工業	500,000,000	500,117,811	
	13 本田技研工業	900,000,000	899,757,222	
	3 三菱 UFJFG 劣後	300,000,000	300,618,459	
	1 三井住友トラ 劣	2,200,000,000	2,200,590,405	
	2 三井住友トラ 劣	800,000,000	802,817,422	
	1 三井住友 FG 劣後	2,700,000,000	2,700,944,353	
	3 三井住友 FG 劣後	500,000,000	501,617,164	
	1 千葉銀行劣後	200,000,000	200,027,504	
	11 セブン銀行	100,000,000	100,157,717	
	6 みずほリース	400,000,000	399,964,852	
	20 NTT ファイナンス	1,000,000,000	999,830,270	
	61 ホンダファイナンス	2,000,000,000	2,000,000,000	
	70 ホンダファイナンス	900,000,000	899,947,784	
	90 トヨタファイナンス	1,000,000,000	999,963,314	
	93 トヨタファイナンス	200,000,000	199,862,992	
	38 リコーリース	200,000,000	200,005,706	
	79 日立キャピタル	100,000,000	100,000,000	
	181 オリックス	342,000,000	342,228,104	
	16 三井住友 F&L	200,000,000	200,017,030	
	72 三菱 UFJ リース	200,000,000	200,001,630	
	1 三菱 HC キャピタル	1,300,000,000	1,299,693,681	
	32 三菱 UFJ リース	800,000,000	800,822,416	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	24 野村ホールディング	100,000,000	101,423,708	
	2 野村ホールディングス	900,000,000	900,073,662	
	116 三菱地所	100,000,000	100,049,505	
	100 住友不動産	100,000,000	100,041,601	
	37 西日本旅客鉄	500,000,000	500,737,042	
	41 日本郵船	200,000,000	200,010,434	
	9 九州旅客鉄道	300,000,000	299,935,078	
	9 関西高速鉄道	800,000,000	800,270,188	
	21 KDDI	700,000,000	700,353,597	
	543 中部電力	100,000,000	99,865,530	
	512 関西電力	200,000,000	200,092,437	
	543 関西電力	200,000,000	199,976,247	
	549 関西電力	1,600,000,000	1,599,086,172	
	552 関西電力	900,000,000	900,949,368	
	405 中国電力	100,000,000	99,920,990	
	310 北陸電力	100,000,000	100,401,784	
	482 九州電力	320,000,000	320,003,468	
	345 北海道電力	300,000,000	300,061,929	
	31 沖縄電力	100,000,000	99,873,698	
社債券 合計			37,386,817,642	
その他有価証券 (短期社債等)	ホンダF CP 20240903	2,000,000,000	1,999,810,991	
	アサヒGHD CP 20240917	4,000,000,000	3,999,364,544	
	リコーリース CP 20241022	4,000,000,000	3,998,247,559	
	三井住友F&L CP 20240913	2,000,000,000	1,999,712,424	
その他有価証券（短期社債等） 合計			11,997,135,518	
合計			78,057,844,694	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 8 月 20 日から 2025 年 2 月 19 日まで) の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 4 月 4 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	秋山 範之
-------------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹内 知明
-------------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信（8月号）の2024年8月20日から2025年2月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、公社債投信（8月号）の2025年2月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年8月20日から2025年2月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

公社債投信（8月号）

（1）【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2025 年 2 月 19 日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	36,406,100
親投資信託受益証券	7,051,470,525
未収入金	4,778,059
流動資産合計	7,092,654,684
資産合計	7,092,654,684
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,944,913
未払受託者報酬	64,385
未払委託者報酬	855,733
その他未払費用	80,120
流動負債合計	5,945,151
負債合計	5,945,151
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	7,078,886,968
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,822,565
元本等合計	7,086,709,533
純資産合計	7,086,709,533
負債純資産合計	7,092,654,684

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 19 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	48,884
有価証券売買等損益	8,895,980
営業収益合計	8,944,864
営業費用	
受託者報酬	64,385
委託者報酬	855,733
その他費用	80,120
営業費用合計	1,000,238
営業利益又は営業損失 (△)	7,944,626
経常利益又は経常損失 (△)	7,944,626
中間純利益又は中間純損失 (△)	7,944,626
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4,094
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,155
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	126,155
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	7,822,565

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 19 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2025 年 2 月 19 日現在
1. ※1 期首元本額	7,075,982,081 円
期中追加設定元本額	304,082,541 円
期中一部解約元本額	301,177,654 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	7,078,886,968 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 19 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2025 年 2 月 19 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2025 年 2 月 19 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2025 年 2 月 19 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0011 円 (10,011 円)

(参考)

当ファンドは、「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「公社債投信マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年2月19日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	17,451,030,081
国債証券	22,957,792,766
地方債証券	14,309,196,400
特殊債券	6,662,319,941
社債券	29,700,608,404
その他有価証券 ※2	1,999,404,000
未収利息	57,122,196
前払費用	9,354,072
流動資産合計	93,146,827,860
資産合計	93,146,827,860
負債の部	
流動負債	
未払金	1,991,560,000
未払解約金	97,045,023
流動負債合計	2,088,605,023
負債合計	2,088,605,023
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	86,804,678,333
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,253,544,504
元本等合計	91,058,222,837
純資産合計	91,058,222,837
負債純資産合計	93,146,827,860

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 19 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びその他有価証券個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025 年 2 月 19 日現在
1. ※1 期首	2024 年 8 月 20 日
期首元本額	89,376,796,260 円
期中追加設定元本額	2,001,566,638 円
期中一部解約元本額	4,573,684,565 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
公社債投信（1 月号）	6,994,640,413 円
公社債投信（2 月号）	5,601,178,980 円
公社債投信（3 月号）	6,029,657,989 円
公社債投信（4 月号）	5,402,465,904 円
公社債投信（5 月号）	4,891,232,608 円
公社債投信（6 月号）	9,226,563,861 円
公社債投信（7 月号）	9,343,060,396 円
公社債投信（8 月号）	6,722,088,204 円
公社債投信（9 月号）	7,143,671,853 円
公社債投信（10 月号）	5,903,290,691 円
公社債投信（11 月号）	7,252,347,985 円
公社債投信（12 月号）	12,294,479,449 円
計	86,804,678,333 円
2. 期末日における受益権の総数	86,804,678,333 口
3. ※2 その他有価証券の内訳	短期社債等 1,999,404,000 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2025 年 2 月 19 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2025 年 2 月 19 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	2025 年 2 月 19 日現在
1 口当たり純資産額	1.0490 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,490 円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年4月30日

I 資産総額	6,882,281,654 円
II 負債総額	8,323,039 円
III 純資産総額（I－II）	6,873,958,615 円
IV 発行済数量	6,861,813,814 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0018 円

（参考）公社債投信マザーファンド

純資産額計算書

2025年4月30日

I 資産総額	89,452,268,607 円
II 負債総額	529,533,542 円
III 純資産総額（I－II）	88,922,735,065 円
IV 発行済数量	84,700,689,478 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0498 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年4月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	87	409,622
追加型株式投資信託	792	29,411,334
株式投資信託 合計	879	29,820,956
単位型公社債投資信託	72	126,168
追加型公社債投資信託	14	1,331,013
公社債投資信託 合計	86	1,457,181
総合計	965	31,278,137

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 26 日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡部 啓太
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責

任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	※1 176	※1 61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160
ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13
固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158	134
未払金	6,187	6,757
未払収益分配金	39	62
未払償還金	12	12
未払手数料	5,849	6,660
その他未払金 ※2	285	22
未払費用	5,035	5,997
未払法人税等	3,842	4,121
未払消費税等	872	763
賞与引当金	1,048	1,456
その他	1	0
流動負債計	17,146	19,233
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,300
役員退職慰労引当金	62	58
固定負債計	2,289	2,358
負債合計	19,435	21,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,424
資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,745
資本剰余金合計	11,495	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,743
利益剰余金合計	13,422	18,117
株主資本合計	40,092	97,287
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	76, 221	91, 634
その他営業収益	717	1, 233
営業収益計	76, 939	92, 868
営業費用		
支払手数料	31, 497	37, 180
広告宣伝費	947	1, 124
調査費	10, 709	13, 135
調査費	1, 700	1, 954
委託調査費	9, 009	11, 180
委託計算費	1, 783	1, 957
営業雑経費	2, 285	3, 114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1, 538	2, 388
営業費用計	47, 224	56, 512
一般管理費		
給料	6, 601	7, 599
役員報酬	483	453
給料・手当	4, 543	5, 116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1, 048	1, 456
福利厚生費	969	1, 070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1, 004
不動産賃借料	1, 269	1, 298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6
固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1, 888	2, 164
一般管理費計	12, 346	14, 293
営業利益	17, 368	22, 061

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	32	959
投資有価証券売却益	220	387
有価証券償還益	40	183
受取利息	4	95
その他	89	76
営業外収益計	388	1,703
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	176
有価証券償還損	196	4
その他	18	54
営業外費用計	215	235
経常利益	17,540	23,528
特別利益		
投資有価証券売却益	－	※1 380
固定資産売却益	－	※2 110
特別利益計	－	491
特別損失		
固定資産売却損	－	※3 101
システム刷新関連費用	153	－
投資有価証券評価損	132	－
特別損失計	286	101
税引前当期純利益	17,253	23,918
法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
法人税等調整額	△139	△397
法人税等合計	5,394	7,366
当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

注記事項
(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18 年
器具備品	4～20 年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024 年 10 月 1 日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の 100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

IFRS 第 16 号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた 93 百万円は、「受取利息」4 百万円、「その他」89 百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
建物	39 百万円	40 百万円
器具備品	308 百万円	269 百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
未払金	236 百万円	－ 百万円

3 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,341 百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資有価証券売却益 非上場株式	－ 百万円	380 百万円

※2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	－ 百万円	83 百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	26 百万円

※3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	－ 百万円	85 百万円
ゴルフ会員権	－ 百万円	15 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合 計	2,608	－	－	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	11,858百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	4,546円
④基準日	2024年3月31日
⑤効力発生日	2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんば生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	16,551百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	5,076円
④基準日	2025年3月31日
⑤効力発生日	2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,276百万円	2,227百万円
勤務費用	138	149
退職給付の支払額	△ 266	△ 166
その他	78	89
退職給付債務の期末残高	2,227	2,300

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227 百万円	2,300 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,227	2,300

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138 百万円	149 百万円
その他	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	147	158

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	△ 486	△ 277
繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 740	△ 633
連結法人間取引(譲渡益)	△ 159	-
繰延税金負債合計	△ 899	△ 633
繰延税金資産の純額	524	995

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年 3 月 31 日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年 3 月 31 日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年 3 月 31 日に国会で成立し、2026年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 91,634 百万円、その他 1,233 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券 グループ本 社	東京都 千代田区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 100.0	あり	経営管 理	資金の貸付	11,100	関係会社 短期貸付金	23,400
								利息の受取 (注)	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	㈱大和証券 グループ本 社	東京都 千代田区	247,397	証券持 株会社 業	被所有 80.0	あり	経営管 理	資金の貸付	63,600	関係会社 短期貸付金	70,000
								利息の受取 (注1)	89	—	—
その他の 関係会社	㈱かんぽ生 命保険	東京都 千代田区	500,000	生命保 険業	被所有 20.0	あり	投資顧 問契約 の締結	投資顧問報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接 100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,354	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接 100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都 千代田区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	13,749	未払手数料	3,491
							本社ビルの 管理	不動産の賃借 料(注3)	1,030	長期差入保 証金	1,010
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	—	なし	ソフトウェ アの開発・ 保守	ソフトウェア の購入・保守 (注4)	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024 年4月1日 至 2025 年3月 31 日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1株当たり当期純利益	4,546.57円	1株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぽ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。また、株式譲渡取引により三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化する予定です。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(公社債投信（８月号）)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債および公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

本邦通貨表示の公社債およびマザーファンドの受益証券を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の範囲
有価証券先物取引等は、約款第19条の3の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引の範囲
スワップ取引は、約款第19条の4の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

毎年1回決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額（元本の額（1万口当たり1万円）の合計額をいいます。）を超過する額の全額を収益分配金に充当いたします。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

追加型証券投資信託
(公社債投信 (8月号))
約 款

(信託の種類、信託の当事者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受ける。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。）を含む。）と信託契約を締結し、これを委託することができる。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとする。

(信託の目的と金額ならびに信託金の限度額)

第 2条 委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金30億円を信託し、受託者はこれを引き受ける。

② 委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、この場合受託者は書面をもってその受入れを証するものとする。

③ 前項の限度額は、委託者と受託者の合意のうえ、これを変更することができる。

(信託期間)

第 3条 この信託の期間は、この契約締結の日から、第37条から第39条までおよび第41条第2項の規定による解約の日までとする。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 3条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれるものとする。

(受益権の分割)

第 4条 この信託の受益権は、信託のつどこれを均等に分割するものとし、当初の信託金については30億口とする。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 5条 追加信託は、毎年第27条の計算期末日の翌営業日に限り行なうことができるものとし、追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額の整数倍でなければならない。

② 追加信託金の受益権の口数は、前項の倍数と同じ数とする。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」という。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいう。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 6条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはない。

(当初の受益権)

第 7条 この信託の信託契約締結当初および追加信託当初の受益権は、委託者の指定するものに帰属する。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 8条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」という。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」という。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」という。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」という。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しない。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとする。
- ③ 委託者は、第4条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとする。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行なう。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含む。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請する。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとする。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益金交付票を含む。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となる。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいう。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。）（以下総称して「指定販売会社」という。）に当該申請の手続を委任することができる。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行なう。

（受益権の募集単位および価額）

第10条 委託者は、第4条の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1,000円以上1円単位または1,000口以上1口単位をもって、当該受益権の取得の申込みに応じるものとする。なお、この場合においては、第31条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みおよび委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金または一部解約金をもってこの信託にかかる受益権の取得の申込みに限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができる。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込みにかかる受益権について、第31条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを申し出たときは、1万円単位または1万口単位をもって、当該受益権の取得の申込みに応じるものとする。

② 委託者は、指定販売会社に受益権の募集を取り扱わせるものとする。

③ 前項の受益権の募集は、1万円単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位とする。ただし、指定販売会社の定める積立投資約款、勤労者財産形成貯蓄（積立投資）約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款に従って契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができる。

④ 第4条の規定により分割される受益権の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれる。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいう。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができる。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とする。

第11条 （削 除）

第12条 （削 除）

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとする。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権

の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとする。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができる。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができない。

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

第17条 （削 除）

第18条 （削 除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第19条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」という。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に投資することを指図する。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除く。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものに限る。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいう。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限る。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいう。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含む。）により運用することを指図することができる。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができる。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第19条の1の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法

第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいう。以下この条および第21条の3において同じ。)、第21条の3第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができる。

- ② 前項の取扱いは、第19条の3から第19条の6まで、第19条の8、第20条から第21条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とする。

(運用の基本方針)

第19条の2 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行なう。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいう。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいう。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいう。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいう。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとする（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」という。）の時価総額の範囲内とする。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とする。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という。）、預金その他の資産をいう。以下同じ。）の時価総額の範囲内とする。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とする。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができる。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産

が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第19条の4 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」という。）を行なうことの指図をすることができる。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではないものとする。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」という。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとする。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいう。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとする。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとする。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第19条の4の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第19条の5 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができる。

- ② 前項の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとする。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとする。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとする。

(現金担保付債券貸借取引)

第19条の6 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、現金担保付債券貸借取引の指図をすることができる。

- ② 前項の指図は、貸借取引の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とする。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとする。
- ④ 第1項の貸借取引の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとする。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条の7 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがある。

(外国為替予約の指図)

第19条の8 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができる。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条の9 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算する。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算する。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の10 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができる。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができる。

(資金の借入れ)

第21条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含む。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含む。)の指図をすることができる。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとする。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とする。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととする。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とする。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁するものとする。

(信託業務の委託等)

第21条の3 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含む。)を委託先として選定する。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとする。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限る。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含む。)に委託することができるものとする。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第21条の4 (削 除)

(混蔵寄託)

第21条の5 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとする。

第21条の6 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとする。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがある。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとする。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとする。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがある。

④ 動産（金銭を除く。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがある。

(損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属するものとする。

(借替における受託者の資金立替)

第24条 信託財産に属する有価証券に関し借替があった場合において委託者の申し出があるときには、受託者は資金の立替をすることができる。この場合における立替金の決済および利息については、委託者と協議の上、別にこれを定めるものとする。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第25条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁する。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁するものとする。

(信託報酬の総額)

第26条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第1号の額に第2号の額を加算した額以内の額とする。

1. 第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額（元本の額（1万口当たり1万円とする。以下同じ。）の合計額をいう。）に年10,000分の50の率を乗じて得た額以内の額（以下「基準報酬」という。）

2. 一部解約にかかる受益権口数に関して解約申込日の基準価額が元本額を超過する額および毎決算日の基準報酬計上後で収益分配前の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額ならびに償還日の基準報酬計上後の信託財産の純資産額が元本総額を超過する額に対して14%の率を乗じて得た額以内の額（以下「実績報酬」という。）。ただし、実績報酬の上限は、信託財産の元本総額（一部解約の場合は当該受益権の元本額）に対して年10,000分の20.7の率を乗じて得た額とする。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定める。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとする。ただし、第1計算期間は、1961年8月24日から1962年8月19日までとする。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとする。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出する。

(収益の分配)

第29条 毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本総額を超過する額は、その全額を収益分配金として計上する。

(信託終了時における受託者の資金立替)

第30条 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出する。

- ② 信託期間終了日までに金額の確定せる未収入金があるときには、受託者がこれを立て替え、信託財産に組み入れることができる。この場合における立替金の決済および利息については、委託者と協議の上、別にこれを定めるものとする。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条の2 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上する。

- ② 委託者は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上する。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払)

第31条 収益分配金は、毎計算期間終了後、10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。ただし、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が指定販売会社に支払われる。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとする。当該取得申込により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録される。なお、2007年1月4日以降においても、第34条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益金交付票と引き換えに受益者に支払う。

- ② 委託者は、前項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとする。なお、この場合における1口当たりの取得価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とする。

- ③ 償還金は、信託期間終了後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除く。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とする。）に支払う。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払う。

- ④ 第36条第2項の規定による一部解約の金額（以下「一部解約金」という。）は、受益者の請求を受け付けた日から起算して原則として4営業日目から受益者に支払う。

- ⑤ 前各項の支払は、指定販売会社の営業所等において行なうものとする。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払については、委託者において行なうものとする。

第31条の2 (削 除)

(支払に関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金および償還金については第31条第1項、第2項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第31条第4項に規定する支払日に、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込む。受託者はこれにより、受益者に対し収益分配金、償還金および一部解約金を支払う責に任じないものとする。

第33条 (削 除)

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が収益分配金について第31条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに第37条から第39条までおよび第41条第2項に規定する信託契約解約による償還金については、第31条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者より受領した金銭は、委託者に帰属するものとする。

(受益権の買取り)

第35条 受益者は、指定販売会社に、受益権の買取りを請求することができる。

② 指定販売会社は、前項の請求があった場合には、その買取りの申込みを受け付けた日の基準価額から第26条第1項に規定する実績報酬および当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに第36条第3項に規定する手数料と同額の手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を控除した価額をもって、受益権を買取るものとする。

③ 2007年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとする。ただし、2007年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、2007年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとする。

④ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前項による買取りを中止することができる。

⑤ なお、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できる。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、第2項の規定により計算された価額とする。

⑥ 受益権の買取りは、1口単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位とする。ただし、別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とすることができる。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者（前条の指定販売会社を含む。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位または1万口単位として指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができる。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことを、あらかじめ、申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権を除く。）、別に定める契約にかかる受益権ならびに指定販売会社に帰属する受益権については、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができる。

② 委託者は、前項の請求を受け付けた場合は、信託の一部を解約する。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額から当該一部解約にかかる第26条第1項に規定する実績報酬を控除した価額とする。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれる。

③ 委託者は、受益者が第1項の一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から、当該一部解約にかかる受益権の取得日に応じて、次に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴するものとする。

1. 受益者が1962年4月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合

… 1万口につき25円

2. 受益者が1962年4月21日以降2001年3月21日以前に取得した受益権を一部解約する場合… 1万口につき100円

3. 受益者が2001年3月22日以降2002年3月20日以前に取得した受益権を一部解約する場合… 1万口につき25円

4. 受益者が2002年3月21日以降に取得した受益権を一部解約する場合

… 1万口につき100円以内

ただし、委託者は、委託者または指定販売会社によむを得ない事情があるとき（指定販売会社の場合は、委託者に申し出た場合に限る。）は、手数料を徴収しないことができる。

- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとする。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとする。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付けを中止することがある。
- ⑥ なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できる。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額から第3項に規定する手数料を控除した価額とする。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第36条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われる。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとする。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとする。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしないものとする。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行なわないものとする。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しないものとする。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させるものとする。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の2の規定に従うものとする。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条の2第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続するものとする。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがある。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがある。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができる。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができる。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第41条の2の規定に従い、新受託者を選任するものとする。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させる。(信託約款の変更)

第41条の2 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとする。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとする。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしないものとする。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付するものとする。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

(反対者の買取請求権)

第41条の3 第37条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができるものとする。

(運用状況にかかる情報の提供)

第41条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第42条 委託者の受益者に対してなす公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載する。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとする。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとする。

第 2条 第30条の2第2項に規定する「個別元本」は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額(2002年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口当たり1万円)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとする。

第 3条 2006年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条(受益証券の種類)から第18条(受益証券再交付の費用)、第31条の2、第33条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとする。

1961年 8月24日（信託契約締結日）

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社